

平成 2 8 年 9 月 3 0 日

都道府県医師会  
 社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
 松 本 純 一

柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の改定について

柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費につきましては、社会保障審議会医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会及びあん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討委員会において、平成 2 8 年度診療報酬改定を踏まえた療養費の改定や中長期的な議題が議論されているところであります。

この度、柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の療養費改定率(0.28%)が決定するとともに、算定基準及び施術料金等が改正され、本年 1 0 月 1 日より施行される旨、厚生労働省より通知が発出されましたのでご連絡申し上げます。(改定の概要は、下記をご参照ください。)

## 記

## &lt; 1. 柔道整復療養費の改定概要 &gt;

## ①骨折の整復料及び後療料

・骨折・不全骨折・脱臼に係る整復料・後療料等の引き上げ (詳細は添付資料参照)

	現行	改定後
整復料 (骨折)	4100~9000 円	5200 円~11500 円
後療料	630 円	810 円

	現行	改定後
固定料 (不全骨折)	2800 円~7200 円	3600 円~9200 円
後療料	530 円	680 円

	現行	改定後
整復料（脱臼）	1800 円～7000 円	2300 円～9000 円
後療料	530 円	680 円

## ②施術料

	現行	改定後
初検料	1450 円	1460 円
冷罨法料	80 円	85 円

## ③運用上の見直し

- ・適正化のための運用見直し等については、制度論の議論と合わせて別途検討する。

## <2. あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費の改定概要>

### ①技術料の引き上げ

#### 【あん摩マッサージ指圧】

	現行	改定後
マッサージ	275 円	285 円
変形徒手矯正術	565 円	575 円

#### 【はり・きゅう】

	現行	改定後
施術料（1術）	1270 円	1300 円
施術料（2術）	1510 円	1520 円

## ②往療料

	現行	改定後
往療距離加算（2km 毎に）	800 円	770 円
往療距離加算（片道 8km～16km 迄）	2400 円	2310 円

## ③運用上の見直し

- ・適正化のための運用見直し等については、制度論の議論と合わせて別途検討する。

#### 【添付資料】

1. 柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の一部改正について（通知）  
（平 28.9.23 保発 0923 第 1 号 厚生労働省保険局長）
2. はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について（通知）  
（平 28.9.23 保発 0923 第 2 号 厚生労働省保険局長）

保発0923第1号  
平成28年9月23日

都道府県知事 }  
地方厚生(支)局長 } 殿

厚生労働省保険局長

(公印省略)

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の一部改正について(通知)

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準については、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」(昭和33年9月30日付保発第64号)により実施しているところであるが、今般、算定基準の一部を下記のとおり改正し、本年10月1日以降の施術分から適用することとしたので、関係者に対して周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないよう御配慮願いたい。

記

(1) 初検料について

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の別紙の初検、往療及び再検に係る表中「1. 初検料 1,450円」を「1. 初検料 1,460円」に改める。

(2) 骨折の整復料及び後療料について

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の別紙の骨折に係る表中「1. 鎖骨 4,100円」を「1. 鎖骨 5,200円」に、「2. 肋骨 4,100円」を「2. 肋骨 5,200円」に、「3. 上腕骨 9,000円」を「3. 上腕骨 11,500円」に、「4. 前腕骨 9,000円」を「4. 前腕骨 11,500円」に、「5. 大腿骨 9,000円」を「5. 大腿骨 11,500円」に、「6. 下腿骨 9,000円」を「6. 下腿骨 11,500円」に、「7. 手根骨、足根骨 4,100円」を「7. 手根骨、足根骨 5,200円」に、「8. 中手骨、中足骨、指(手・足)骨 4,100円」を「8. 中手骨、中足骨、

指(手・足)骨 5, 200円」に、「後療料 630円」を「後療料 810円」に、「注2. 医師により後療を依頼された場合で、拘縮が2関節以上に及ぶ場合の後療料は850円とする。」を「注2. 医師により後療を依頼された場合で、拘縮が2関節以上に及ぶ場合の後療料は1, 090円とする。」に改める。

(3) 不全骨折の固定料及び後療料について

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の別紙の不全骨折に係る表中「1. 鎖骨、胸骨、肋骨 3, 000円」を「1. 鎖骨、胸骨、肋骨 3, 800円」に、「2. 骨盤 7, 200円」を「2. 骨盤 9, 200円」に、「3. 上腕骨、前腕骨 5, 500円」を「3. 上腕骨、前腕骨 7, 000円」に、「4. 大腿骨 7, 200円」を「4. 大腿骨 9, 200円」に、「5. 下腿骨 5, 500円」を「5. 下腿骨 7, 000円」に、「6. 膝蓋骨 5, 500円」を「6. 膝蓋骨 7, 000円」に、「7. 手根骨、足根骨、中手骨、中足骨、指(手・足)骨 2, 800円」を「7. 手根骨、足根骨、中手骨、中足骨、指(手・足)骨 3, 600円」に、「後療料 530円」を「後療料 680円」に、「注 医師により後療を依頼された場合で、拘縮が2関節以上に及ぶ場合の後療料は750円とする。」を「注 医師により後療を依頼された場合で、拘縮が2関節以上に及ぶ場合の後療料は960円とする。」に改める。

(4) 脱臼の整復料及び後療料について

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の別紙の脱臼に係る表中「1. 顎関節 1, 800円」を「1. 顎関節 2, 300円」に、「2. 肩関節 6, 200円」を「2. 肩関節 7, 900円」に、「3. 肘関節 2, 800円」を「3. 肘関節 3, 600円」に、「4. 股関節 7, 000円」を「4. 股関節 9, 000円」に、「5. 膝関節 2, 800円」を「5. 膝関節 3, 600円」に、「6. 手関節、足関節、指(手・足)関節 2, 800円」を「6. 手関節、足関節、指(手・足)関節 3, 600円」に、「後療料 530円」を「後療料 680円」に改める。

(5) 備考2. について

備考2. 中「80円」を「85円」に改める。

○柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準 新旧対照表

新				旧			
柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準				柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準			
初検、往療及び再検				初検、往療及び再検			
1. 初 検 料		<u>1,460 円</u>		1. 初 検 料		<u>1,450 円</u>	
2. 初検時相談支援料		50 円		2. 初検時相談支援料		50 円	
3. 往 療 料		1,860 円		3. 往 療 料		1,860 円	
4. 再 検 料		320 円		4. 再 検 料		320 円	
骨 折		整 復 料	後 療 料	骨 折		整 復 料	後 療 料
1. 鎖 骨	骨	<u>5,200 円</u>	} <u>810 円</u>	1. 鎖 骨	骨	<u>4,100 円</u>	} <u>630 円</u>
2. 肋 骨	骨	<u>5,200 円</u>		2. 肋 骨	骨	<u>4,100 円</u>	
3. 上 腕 骨	骨	<u>11,500 円</u>		3. 上 腕 骨	骨	<u>9,000 円</u>	
4. 前 腕 骨	骨	<u>11,500 円</u>		4. 前 腕 骨	骨	<u>9,000 円</u>	
5. 大 腿 骨	骨	<u>11,500 円</u>		5. 大 腿 骨	骨	<u>9,000 円</u>	
6. 下 腿 骨	骨	<u>11,500 円</u>		6. 下 腿 骨	骨	<u>9,000 円</u>	
7. 手根骨、足根骨		<u>5,200 円</u>		7. 手根骨、足根骨		<u>4,100 円</u>	
8. 中手骨、中足骨、指(手・足)骨		<u>5,200 円</u>		8. 中手骨、中足骨、指(手・足)骨		<u>4,100 円</u>	
注 1. 関節骨折又は脱臼骨折は、骨折の部に準ずる。				注 1. 関節骨折又は脱臼骨折は、骨折の部に準ずる。			
2. 医師により後療を依頼された場合で、拘縮が 2 関節以上に及ぶ場合の後療料は <u>1,090 円</u> とする。				2. 医師により後療を依頼された場合で、拘縮が 2 関節以上に及ぶ場合の後療料は <u>850 円</u> とする。			

不全骨折	固定料	後療料
1. 鎖骨、胸骨、肋骨	<u>3,800 円</u>	} <u>680 円</u>
2. 骨 盤	<u>9,200 円</u>	
3. 上腕骨、前腕骨	<u>7,000 円</u>	
4. 大 腿 骨	<u>9,200 円</u>	
5. 下 腿 骨	<u>7,000 円</u>	
6. 膝 蓋 骨	<u>7,000 円</u>	
7. 手根骨、足根骨、中手骨、中足骨、指(手・足)骨	<u>3,600 円</u>	

注 医師により後療を依頼された場合で、拘縮が2関節以上に及ぶ場合の後療料は 960 円とする。

脱臼	整復料	後療料
1. 顎 関 節	<u>2,300 円</u>	} <u>680 円</u>
2. 肩 関 節	<u>7,900 円</u>	
3. 肘 関 節	<u>3,600 円</u>	
4. 股 関 節	<u>9,000 円</u>	
5. 膝 関 節	<u>3,600 円</u>	
6. 手関節、足関節、指(手・足)関節	<u>3,600 円</u>	

不全骨折	固定料	後療料
1. 鎖骨、胸骨、肋骨	<u>3,000 円</u>	} <u>530 円</u>
2. 骨 盤	<u>7,200 円</u>	
3. 上腕骨、前腕骨	<u>5,500 円</u>	
4. 大 腿 骨	<u>7,200 円</u>	
5. 下 腿 骨	<u>5,500 円</u>	
6. 膝 蓋 骨	<u>5,500 円</u>	
7. 手根骨、足根骨、中手骨、中足骨、指(手・足)骨	<u>2,800 円</u>	

注 医師により後療を依頼された場合で、拘縮が2関節以上に及ぶ場合の後療料は 750 円とする。

脱臼	整復料	後療料
1. 顎 関 節	<u>1,800 円</u>	} <u>530 円</u>
2. 肩 関 節	<u>6,200 円</u>	
3. 肘 関 節	<u>2,800 円</u>	
4. 股 関 節	<u>7,000 円</u>	
5. 膝 関 節	<u>2,800 円</u>	
6. 手関節、足関節、指(手・足)関節	<u>2,800 円</u>	

備考1. (略)

2. 冷電法を併施した場合（骨折又は不全骨折の場合にあつては、その受傷の日から起算して7日間に限り、脱臼の場合にあつては、その受傷の日から起算して5日間に限り、打撲又は捻挫の場合にあつては、受傷の日又はその翌日の初検の日に限るものとする。）は、1回につき85円を加算する。

4. ～7. (略)

備考1. (略)

2. 冷電法を併施した場合（骨折又は不全骨折の場合にあつては、その受傷の日から起算して7日間に限り、脱臼の場合にあつては、その受傷の日から起算して5日間に限り、打撲又は捻挫の場合にあつては、受傷の日又はその翌日の初検の日に限るものとする。）は、1回につき80円を加算する。

4. ～7. (略)

保発0923第2号  
平成28年9月23日

都道府県知事 }  
地方厚生(支)局長 } 殿

厚生労働省保険局長

( 公 印 省 略 )

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師  
の施術に係る療養費の支給について(通知)

はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧に係る療養費の算定については、今般、従前の施術料金等を下記のとおり改め、本年10月1日以降の施術分から適用することとしたので、関係者に対して周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないよう御配慮願いたい。

記

1 はり、きゅう

(1) 初検料

① 1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合  
1,610円

② 2術(はり、きゅう併用)の場合  
1,660円

(2) 施術料

① 1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合  
1回につき 1,300円

② 2術(はり、きゅう併用)の場合  
1回につき 1,520円

注 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電



気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき30円を加算する。

(3) 往療料 1,800円

注1 往療距離が片道2キロメートルを超えた場合は、片道8キロメートルまでについては、2キロメートル又はその端数を増すごとに、所定金額に770円を加算し、片道8キロメートルから片道16キロメートルまでについては、一律2,310円を加算する。

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

2 あん摩・マッサージ

(1) マッサージを行った場合

1局所につき 285円

(2) 温電法を併施した場合

1回につき 80円加算

注 温電法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、110円とする。

(3) 変形徒手矯正術を行った場合

1肢につき 575円

(4) 往療料 1,800円

注1 往療距離が片道2キロメートルを超えた場合は、片道8キロメートルまでについては、2キロメートル又はその端数を増すごとに、所定金額に770円を加算し、片道8キロメートルから片道16キロメートルまでについては、一律2,310円を加算する。

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

○「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について（通知）」新旧対照表

新	旧
<p>1 はり、きゅう</p> <p>(1) 初検料</p> <p>① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1, 610円</p> <p>② 2術（はり、きゅう併用）の場合 1, 660円</p> <p>(2) 施術料</p> <p>① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1回につき<u>1, 300円</u></p> <p>② 2術（はり、きゅう併用）の場合 1回につき<u>1, 520円</u></p> <p>注 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき30円を加算する。</p> <p>(3) 往療料 1, 800円</p> <p>注1 往療距離が片道2キロメートルを超えた場合は、片道8キロメートルまでについては、2キロメートル又はその端数を増すごとに、<u>所定金額に770円</u>を加算し、片道8キロメートルから片道16キロメートルまでについては、一律<u>2, 310円</u>を加算する。</p>	<p>1 はり、きゅう</p> <p>(1) 初検料</p> <p>① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1, 610円</p> <p>② 2術（はり、きゅう併用）の場合 1, 660円</p> <p>(2) 施術料</p> <p>① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1回につき<u>1, 270円</u></p> <p>② 2術（はり、きゅう併用）の場合 1回につき<u>1, 510円</u></p> <p>注 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき30円を加算する。</p> <p>(3) 往療料 1, 800円</p> <p>注1 往療距離が片道2キロメートルを超えた場合は、片道8キロメートルまでについては、2キロメートル又はその端数を増すごとに、<u>所定金額に800円</u>を加算し、片道8キロメートルから片道16キロメートルまでについては、一律<u>2, 400円</u>を加算する。</p>

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

## 2 あん摩・マッサージ

### (1) マッサージを行った場合

1局所につき 285円

### (2) 温罨法を併施した場合

1回につき 80円加算

注 温罨法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、110円とする。

### (3) 変形徒手矯正術を行った場合

1肢につき 575円

### (4) 往療料 1,800円

注1 往療距離が片道2キロメートルを超えた場合は、片道8キロメートルまでについては、2キロメートル又はその端数を増すごとに、所定金額に770円を加算し、片道8キロメートルから片道16キロメートルまでについては、一律2,310円を加算する。

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

## 2 あん摩・マッサージ

### (1) マッサージを行った場合

1局所につき 275円

### (2) 温罨法を併施した場合

1回につき 80円加算

注 温罨法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、110円とする。

### (3) 変形徒手矯正術を行った場合

1肢につき 565円

### (4) 往療料 1,800円

注1 往療距離が片道2キロメートルを超えた場合は、片道8キロメートルまでについては、2キロメートル又はその端数を増すごとに、所定金額に800円を加算し、片道8キロメートルから片道16キロメートルまでについては、一律2,400円を加算する。

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。